

監査基準をめぐる国際的な動向

1. 概要

監査基準に関しては、国際的なコンバージェンスに向けた動きが見られる。世界の会計士団体の国際組織である国際会計士連盟(IFAC)の調査によると、米国においては独自の基準が維持されている一方で、多くの国において、IFACに置かれた国際監査・保証基準審議会(IAASB)により設定された国際監査基準(ISA)を採用、又は、これを踏まえた基準設定が行われつつある。

2. ISA設定のあり方

(1)ISA設定のあり方の見直し

ISA設定のあり方は、近年、見直されつつある。ISAは、従来、IAASBにおいて、IFACメンバーである監査業界内部で自主的に定められていたが、米国におけるエンロン事件等の会計不祥事を機に、公益の観点から十分な品質の基準設定を行うためには、こうした基準設定のあり方を見直すべきではないかとの批判が強まった。このため、基準設定のあり方等に関する見直し作業が行われ、2003年に「IFAC改革」と呼ばれる改革案が発表された。

IFAC改革では、IAASBを引き続きIFACの内部に残すものの、IAASBの活動を公益の観点から監視する公益監視委員会(PIOB)や基準設定において助言等を行う諮問助言グループ(CAG)を設置することとなった。

(2)PIOBの発足

IFAC改革において、証券監督者国際機構、バーゼル銀行監督委員会、保険監督者国際機構、世界銀行によりモニタリング・グループが組成されており、このモニタリング・グループを中心とした指名委員会が、PIOBの委員を指名し、2005年2月、PIOBが発足した。

IFACは、PIOBからの提案に基づき、基準設定が十分公益を反映したものとなるようIAASB等のメンバーの半数以上を監査実務者以外のメンバーとする等の措置を講じることとしている。

PIOBは、基準設定において適切にデュー・プロセスが遵守されていたか否かを監視している。また、これら基準設定主体のメンバーを選任するIFACの指名委員会にオブザーバーとして出席するとともに、メンバーの任免の承認も行っている。更に、設定された基準が各国において導入される努力が行われているかをレビューするコンプライアンス・アドバイザー・パネル(CAP)の活動も監視している。

3. 諸外国の動向

米国では、2002年に設立された公開会社会計監視委員会(PCAOB)が監査基準の設定を行っている。PCAOBでは、IAASB議長も参加する基準助言グループ(SAG)が基準設定に関する助言を行っている。

EUでは、現在は各加盟国の監査基準がそれぞれ適用されているが、2006年に採択された法定監査指令においては、将来的なISAの採用の可能性が示唆されており、今後、IAASBで進めている明瞭性プロジェクトの結果等を踏まえ、ISAを採用するか否か等が決定される予定である。

以 上

国際監査基準をめぐる状況

